

第3回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例全面施行後の運用等の確認

- 条例第11条の規定に基づき定める公の施設の利用制限について、施設管理者、事務局及び審査会間の関係及び対応について議論

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について、手続及び対応等について調査審議

- 第13条に定める事後措置については、迅速な措置が必要 などの意見

- 事務連絡ほか